

第 2 2 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和7年4月11日（金）午後3時30分 開会										
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室										
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者										
		1番 米廣 勝		出	2番 野見幸雄		出	3番 松原利志		出		
		4番 米原章太郎		出	5番 山本雅之		出	6番 本田 博		出		
		7番 村岡幸枝		出	出席 7人							
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者										
		吉田弘幸		出	秋山一寛		出	藤原 昇		出		
		井上 誠		出	楠本幸孝		出	出席 5人				
4	欠席委員	なし										
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉										
6	議事録署名委員	3番 松原利志 勝 委員 4番 米原章太郎 委員										
7	議事内容等	(1) 議案第70号 非農地と判断した土地について (2) 議案第71号 農用地利用集積等促進計画案について										
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について										
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年5月総会 5月9日（金）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他										
11	閉会	午後4時15分										

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 2 2 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 先ほどまで農協の総代会に出席しておりました。出ておまして資料の中に三朝の文字が出てこないのなんとも寂しいなと感じたところです。そんな中で私たちが主体となって農地をしっかりと守っていくこと、関わっていくことが大切だと思っていますので、皆さん引き続き頑張っていきましょう それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、3 番 松原利志 委員、4 番 米原章太郎 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 7 0 号 非農地と判断した土地について	
議長	「議案第 7 0 号 非農地と判断した土地について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 7 0 号 非農地と判断した土地について」説明させていただきます。 1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 本件は、令和 6 年度の農地利用状況調査（農地パトロール）の結果をもとに、現況が山林又は原野と判断できるものについて、「非農地証明の取り扱いについて（平成 5 年 4 月 16 日付け鳥取県農林水産部長通知）」、並びに本委員会が独自に定めてい

	る「非農地の農地認定に関する指導要綱」に基づき、非農地であること、山林、又は原野と判断したものについて、本委員会の承認を求めるものでございます。 今回の非農地と判断しました農地は、３７筆、約３．２ｈａでございます。内訳は、次ページからの一覧表を付けておりますが、小鹿地区が１１筆、約１．５ｈａ、三徳地区が１５筆、約１．２ｈａ、高勢地区が１１筆、約０．５ｈａでございます。 対象となる農地の番地等につきましては、次ページ以降に付けております非農地通知一覧表のとおりですので、ご確認いただければと思います。 なお、承認・議決の後には、土地所有者に非農地通知を送付し、異議等の有無を諮った後に、町税務担当に対し「地方税法第３８１条第７項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届出を行う旨」要請することとしております。 説明は以上でございます。
議長	事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	ご意見ご質問はありませんか。 【全体を見まわして、意見がないことを確認】 それでは、「議案第７０号 非農地と判断した土地について」、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、「議案第７０号 非農地と判断した土地について」は承認されました。
(2) 議案第７１号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第７１号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第７１号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の７ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第１９条第３項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】

	諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 7 1 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 少し補足しますけども、グリーンサービスの分は、利用調整会議で担い手に確認をして、調整がつかなかったものの中で調整をして受けることになったものです。集落営農組織が活動休止するという案件もあり慌てたが、地域の担い手にも受けていただいていた大きなところが何とか手当てができたところです。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 7 1 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 7 1 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、7 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。

	報告（２）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。３件の報告を受けております。新規が２件。箇所は坂本地内、片柴地内です。期間延長が１件。箇所は助谷地内です。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第７のその他に入ります。 (1) 令和７年５月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 ５月９日（金）午前９時からの開会を予定します。 会場は、第２会議室です (2) その他 能率給の支払いについて
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
	【委員会終了：午後４時１５分】

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年４月１１日

議 長

（記名）_____

議事録署名委員

3 番 農業委員

(記名)

4 番 農業委員

(記名)
